

平成 27 年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果（概要）

1 実施した監査

現金取扱事務及び資金前渡事務、その他の財務事務並びに財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務が、合规性、経済性、効率性及び有効性の視点から適正に行われているか監査を行った。

2 監査の対象

定期監査

・現金取扱事務及び資金前渡事務（2年サイクル） 9 部局

（ 総合政策部・総務部・財政部・環境衛生部・福祉部・健康こども部・産業経済部
市立病院事務部・上下水道部 ）

・その他の財務事務（3年サイクル） 9 部局

（ 会計管理者・総合政策部・総務部・産業経済部・市立病院事務部・上下水道部
選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・公平委員会事務局 ）

財政援助団体等監査

・財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務 4 部局が所管する 31 団体

（ 総合政策部（11）、総務部（1）、産業経済部（14）、市立病院事務部（5） ）

3 監査の結果

財務事務に関連して7件、財政援助団体等の事務に関連して2件の指摘を行った。

4 主な指摘事項

現金取扱事務（領収書の取扱方法が不適切であるもの）

収入に関する証書類の首標金額を訂正することはできないが、書き損じとせず合計金額を訂正した領収書を交付しているものが見受けられた。

支出事務（支払が遅延しているもの）

書面により定められた期限を大幅に過ぎて契約代金を支払っているものがあった。

契約事務（契約保証金免除の根拠が不明確であるもの）

契約保証金は、契約人が過去3年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結している場合には、納付を免除することができる。しかし、設備点検業務の委託契約と配水管改良工事の実績を比較し、その種類をほぼ同じくする契約とはいえないにもかかわらず、契約保証金を免除しているものがあった。

財政援助団体の事務（契約事務及び支出事務が不適切であるもの）

契約や発注に係る決裁文書が残されていないものが見受けられた。また、見積書の宛先が当該団体名ではないもの、見積書の原本が保管されていないものがあった。

5 監査意見

(1) 契約事務の執行について

指摘には至らないが適正とはいえない事務処理が多数確認されている。契約に関する研修を更に充実させるとともに、日常の事務処理の中で丁寧に指導を行うことなどにより、契約に関する職員の理解が深められるよう努めていただきたい。

(2) 財政援助団体について

財政援助団体に関しては、補助金等の交付決定を行い、支出を終えることによって事務が完了したと考えてしまいがちであるが、補助対象事業の終了後に事業実績報告書の提出を求め、補助金等交付申請書との整合性が確保されているか、補助金等の交付目的が達成されているかを確認する必要がある。財政援助団体に関する事務については、いろいろな角度から見直しを行い、適正な取扱いを確保する必要があると考える。

(3) 消せるボールペンについて

外勤命令簿、時間外勤務命令簿、予算経理簿等の記載に消せるボールペンを使用している事例が数多く見られた。消せるボールペンで作成された文書は、訂正の痕跡が残らないために容易に改ざんされるおそれがあるほか、室温など保管している環境の変化によっては退色する可能性もあり、公文書への使用を禁止する必要がある。